茨木市 Ibaraki City

令和8年熊本地震避難者等支援制度一覧

本一覧は、令和８年熊本地震で被災した茨木市への避難者や茨木市民を対象とした支援制度の一覧表です。
今後、随時支援制度の内容が変更になる場合があります。

令和８年８月２１日時点

対象となる制度があれば、受付窓口・問い合わせ先に直接お問い合わせください。
その他の問い合わせ、相談については、危機管理課（市役所本館３階　TEL：072-620-1617、FAX：072-624-9249、Eメール：kikikanri@city.ibaraki.lg.jp）にご連絡ください。

1　住まいに関すること

NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	市営住宅提供戸数	令和８年熊本地震により住宅が被害を受け、住宅に困窮している方	５戸	居住政策課 TEL 620-2755 南館５階
2	目的外使用料	令和８年熊本地震により住宅が被害を受け、住宅に困窮している方	市営住宅使用料・共益費・駐車場使用料を免除とする	居住政策課 TEL 620-2755 南館５階

2　減免制度等に関すること

NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
3	市税の減免	地震により被害を受けた方	被害を受けられた状況により市税の減免ができる場合があります	市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 本館２階12-①番窓口
4	法人市民税申告期限等の延長	法人市民税申告対象者	申告等の期限延長	市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 本館２階12-①番窓口
5	障害福祉サービス等に係る利用料	当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った被災障害者等	減免 （対象者等の詳細については右記までお問合せください。）	障害福祉課 TEL 655-2758 FAX 627-1692 南館２階17番窓口
6	介護保険料の減免	被災のため第１号保険料の納付が困難な者	保険料の減免又はその徴収を猶予する。	介護保険課 TEL 620-1639 FAX 622-5950 本館２階14-②番窓口
7	介護保険サービス利用料の減免	保険者が茨木市の介護保険サービス利用者	介護保険サービス利用料の減免 （申請月より１年間）	介護保険課 TEL 620-1639 FAX 622-5950 本館２階14-①番窓口
8	国民健康保険料	・災害により、その居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。）を受けた時	減免	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口
9	国民健康保険料	・納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。	徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口
10	国民健康保険一部負担金	・災害により、その居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。）を受けた時	減免、徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口

11	後期高齢者医療保険料	・後期高齢者医療被保険者 ・損害の程度が「火災による水損又は床上浸水」「半焼又は半壊」「全焼又は全壊若しくは大規模半壊」	減免、徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1630 本館1階6番窓口
12	後期高齢者医療一部負担金	・後期高齢者医療被保険者 ・損害の程度が「火災による水損又は床上浸水」「半焼又は半壊」「全焼又は全壊若しくは大規模半壊」 ・非課税又は住民税が減免されていること	減免	保険年金課 TEL 620-1630 本館1階6番窓口
13	国民年金保険料の免除	国民年金第１号被保険者で住家・家財などに2分の1以上の損失があった方	国民年金保険料が免除されます。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。 免除期間：令和８年６月分から令和10年６月分	保険年金課年金係 本館１階８番窓口 TEL 620-1632 [本市に住民票がない場合] 吹田年金事務所 TEL 06-6821-2401
14	一時保育利用料	被災した生後３か月以上小学校３年生までのこども	減額又は免除	子育て支援課 TEL 624-9301 FAX 624-9302 おにクル２階こども支援センター
15	障害児通所支援等の利用者負担	当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った障害児通所支援等利用者の保護者	減免 （対象者等の詳細については右記までお問い合わせください。）	発達支援課 TEL 620-1633 FAX 620-8722 南館３階20番窓口
16	幼稚園・保育所等利用者負担額	被災した教育・保育給付施設等利用者（市長が特別の理由があると認める者）	減額し、又は免除することができる	保育幼稚園事業課 TEL 620-1638 FAX 622-9089 南館３階21番窓口
17	学童保育室利用料	学童保育室を利用される被災者	減額又は免除	学童保育課 TEL 620-1801 FAX 622-8722 南館３階23番窓口
18	下水道等使用料	令和８年熊本地震で住家が被災し、当該地で生活することが著しく困難となり、茨木市内の公営（市営・府営）住宅等に入居した方。	【減免内容】 ・公営（市営・府営）住宅等に入居された方については、各戸メーターにより計量した水道で調定した下水道等使用料の全額。 ・茨木市在住の親族等の家に避難された方については、過去の使用実績と比較し、使用水量が超過している部分の下水道等使用料の全額。 【減免対象時期】 対象者が当該住居に入居してから６か月を超えない期間。（ただし、延長する場合あり）	下水道総務課 TEL 620-1665 FAX 620-1735 合同庁舎２階

19	水道料金の免除	令和8年熊本地震で住家が被災し、当該地で生活することが著しく困難となり、茨木市内の公営（市営・府営）住宅等に入居した方。	【減免内容】 ・公営（市営・府営）住宅等に入居された方については、各戸メーターにより計量した水道で調定した水道料金の全額。 ・茨木市在住の親族等の家に避難された方については、過去の使用実績と比較し、使用水量が超過している部分の水道料金の全額。 【減免対象時期】 対象者が当該住居に入居してから６か月を超えない期間。（ただし、延長する場合あり）	水道部営業課 TEL　620-1691 FAX 623-1918 合同庁舎１階
20	消防に関する証明（防火管理講習修了証明手数料）	茨木市消防本部が開催した防火管理者講習会を受講し修了証を交付された者	免除可能	消防本部予防課 TEL　622-6950 FAX　621-0119 消防本部３階
21	危険物施設の設置・変更許可の申請に対する審査手数料	許可の申請をする者	地方自治法による債権放棄	消防本部予防課 TEL　622-6950 FAX　621-0119 消防本部３階

3　給付に関すること

NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
22	児童手当の認定請求等	令和８年熊本地震による被災者等	必要な添付書類については、請求者本人からの申立書をもって代えることができる。	こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722 南館３階19番窓口
23	児童扶養手当の認定請求等	令和８年熊本地震による被災者等	所得制限の特例措置において、被災状況書の提出期限を14日以内でなく、社会通念上許される範囲の期間とする。 必要な添付書類については、省略又はこれに代わるべき他の書類を添付することができる。	こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722 南館３階19番窓口
24	就学援助費	被災した児童生徒	適用する	茨木市教育委員会 学校教育推進課 就学環境調整グループ 電話　620-1684 南館６階
25	緊急援護費	被災した児童生徒	適用する	茨木市教育委員会 学校教育推進課 就学環境調整グループ 電話　620-1684 南館６階

４　その他生活支援に関すること

NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
26	生活保護	令和８年熊本地震による被災者で生活に困窮している方	被災地から一時的に本市に避難し、生活に困窮している方については、必要に応じて本市が保護を行う。	生活福祉課 TEL 620-1635 FAX 620-1720 南館２階18番窓口
27	特別児童扶養手当等（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当）	受給資格者	（１）災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、所得制限なしとする。 （２）認定請求等ができない場合、理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることとする。	障害福祉課 TEL 620-1636 FAX 627-1692 南館２階17番窓口
28	被保険者証等の提示等について	被保険者	被保険者証等をお持ちでなくても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、事業所名等を聞き取りのうえ、保険診療が受けられる。	実際に診療を受ける医療機関にお問合せください。
29	高齢者帯状疱疹ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン	令和８年熊本地震の被災者であって、各定期予防接種の対象年齢等の条件を満たす者。	・住民票を本市に移さないまま接種可能とする。 ・自己負担額を茨木市民と同様の取り扱いとする。	健康づくり課 TEL　625-6685 FAX　625-6979 茨木市保健医療センター１階
30	若年健康診査、健康増進健診、各種がん検診等（胃・肺・大腸・子宮、乳・前立腺がん検診、追加検査、肝炎検査、心電図検査、胃がんリスク検診、骨粗しょう症検診）	令和８年熊本地震の被災者であって、各種（検診）の対象年齢・性別等の条件を満たす者。	・住民票を本市に移さないまま受診可能とする。	健康づくり課 TEL　625-6685 FAX　625-6979 茨木市保健医療センター１階
31	母子健康手帳等の交付、妊産婦乳幼児健診等の実施	令和８年熊本地震の被災者であって、各種事業の対象年齢・性別等の条件を満たす者。	・住民票を茨木市に移さないまま茨木市民と同様の取り扱いとする。	子育て支援課 TEL 624-9301 FAX 624-9302 おにクル２階こども支援センター
32	A類定期予防接種	令和８年熊本地震の被災者であって、各定期予防接種の対象年齢等の条件を満たす者。	・住民票を茨木市に移さないまま接種可能とする。 ・自己負担額を茨木市民と同様の取り扱いとする。	子育て支援課 TEL 624-9301 FAX 624-9302 おにクル２階こども支援センター
33	市保育所等児童緊急援護費	被災した児童	適用する	保育幼稚園総務課 TEL　072-655-2753 FAX　072-622-9089 本館３階22番窓口